

東海市芸術劇場 高所作業規則

運用開始日： 2022年4月1日

※法令の変更

厚生労働省が2018年6月に、関係する政令、省令等を一部改正したことにより、2019年2月1日以降、労働安全衛生規則第36条第41号に規定される、「高さ2m以上の箇所であって作業床を設ける事が困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に関して、フルハーネス型墜落制止用器具を労働者に使用させることと、当該労働者に対し特別教育を行うことが、事業者には義務付けられました。これに伴い、これまで高所作業で行われていた「ヘルメット着用のみでの作業」や「胴型安全帯着用のみでの作業の一部」が違法となります。

高所作業等を行う全ての方々の絶対的な安全を確保し、労働災害を未然に防ぐため、下記の項目を必ずご確認ください、遵守してください。

【フルハーネス型墜落制止用器具について】

- ・落下距離が2m以上の作業場では、必ずフルハーネス型墜落制止用器具とヘルメットを着用しなければならない。
- ・ランヤードは二丁掛けとし、必ず一本以上のランヤードが手すり等に掛けられている状態でなければならない（内一本は巻取り式ランヤードを使用）。
- ・着用する者は予め特別教育を修了していること。
- ・各作業者がフルハーネス型墜落制止用器具を個別に管理し、他者への貸出や共有をしてはならない。
- ・作業者は「フルハーネス チェックリスト」を使用し点検を行うこと。異常が見られた場合、耐用年数が経過した場合は、当該器具を使用してはならない（別途購入すること）。
- ・管理責任者は長くとも6ヶ月以内の間隔で定期点検を行うこと。定期点検の際には所有者に着用させたいえ、各項目を確認すること。

※当劇場では、貸し出しのできるフルハーネス型墜落制止用器具はございません。新規格適合品であり、着用者にて正しく管理されたものを使用すること。

【 脚立の正しい使い方 】

- <設置> 脚立の足を作業方向と平行に設置すること。
- <昇降> 3点以上で体をささえること（3点支持）。物を持ったまま上らないこと。
- <作業> 2 m以下の脚立の場合は2段目以下の踏ざんに乗ること（天板に乗らない）。
2 m以上の脚立の場合は3段目以下の踏ざんに乗ること（天板、2段目に乗らない）。



【 脚立の危険な使い方 】



×天板に乗る



×天板を跨ぐ



×天板に座る

※法律上、高さ2 m以上の高所作業では、「フルハーネス型墜落制止用器具とヘルメットを着用すること。」とされています。しかし、ランヤードをかけることが不可能な作業の場合、必ず、作業者はヘルメットを着用し、補助者1～2名と一緒に作業を行い、補助者は脚立を作業方向の反対側から支え、安全を確認しながら作業を行ってください。

【高所作業台ジニー使用について】

※ジニー操作説明書より

ベースが水平であり、4本のアウトリガー全てが適切に取り付けられ、ジャッキがしっかりと床に固定されていない場合は、作業台を上げないでください。作業台を使用しているとき、あるいは作業台が上昇しているときは、アウトリガーを調節したり取り外したりしないでください。作業台が上がっている状態で機械を移動しないでください。

- ・当劇場で貸し出しのできる高所作業台（ジニー）または、高所作業台（ジニー等）を持ち込んで作業を行う場合、フルハーネス型墜落制止用器具とヘルメットを着用すること。
- ・常に操作前の点検、機能テストを行う事。

※如何なる場合でも、乗り込み部分に作業者を乗せ、上げたまま作業台を移動させることは認められません。